

障害者支援施設 自主点検表 (令和6年7月版)

事業種類 (選択してください)	<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 短期入所 (空床利用型)	<input type="checkbox"/> 短期入所 (併設型)
	<input type="checkbox"/> 就労移行支援	<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	<input type="checkbox"/> 自立訓練 (生活訓練)
	<input type="checkbox"/> 自立訓練 (機能訓練)		
事業所番号		指定年月日	
フリガナ			
事業所名称			
事業所所在地	松本市		
電話番号		FAX	
e-mail			
フリガナ			
法人名称			
法人代表者名			
施設長名			
主な記入者 職・氏名			
記入年月日	令和 年 月 日		
(実地指導日)	(令和 年 月 日)		
営業日		営業時間	

障害者支援施設自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、障害者支援施設の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

- ① 定期的を実施するとともに、施設への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
なお、これに限らず点検項目に関連する法改正等があった場合は、最新の情報をご確認いただき、読み替えてご活用ください。
- ⑦ 確認書類等欄は、特に一般的な呼称と異なる任意様式を使用している場合に、その様式の名称を記入してください。また、空白の部分はメモ欄としてご利用ください。

3 問い合わせ先

松本市 健康福祉部 福祉政策課 福祉監査担当
〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所 東庁舎2F
TEL: 0263-34-3287
FAX: 0263-36-3204
e-mail: fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
条例	松本市障害者支援施設等の設備及び運営の基準を定める条例 (令和2年松本市条例第68号)
平18厚令177	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平18年厚生労働省令第177号)

4 点検

指定障害福祉サービスの自主点検票と重なる部分もありますが、どちらもご記入ください。

下記点検のポイントにおいて、下線を付した箇所は標準確認項目となります。

項目		点検のポイント	点検	根拠	確認書類等
1 適切な利用 者の処遇の 確保	(1)	<u>施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされていますか。</u> <u>施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していませんか。</u>	はい いいえ	平18厚令177 第3条第2項 条例 第3条第2項	
2 利用者支 援の充実	(1)	<u>個別支援計画は、適切に策定されていますか。</u>	はい いいえ	平18厚令177 第3条第1項 、第18条 条例 第3条第1項、 第19条	
		ア <u>個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して、策定されていますか。</u> また、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえていますか。	はい いいえ		
		イ <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難な場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。</u>	はい いいえ		
		ウ <u>個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議(テレビ電話装置等の活用可能。)の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われていますか。</u>	はい いいえ		
		エ <u>個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを心得策定され、かつその実践に努めていますか。</u>	はい いいえ		
		オ <u>利用者の支援に関する記録等は整備されていますか。</u>	はい いいえ		
	(2)	<u>給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努めていますか。</u>	はい いいえ	平18厚令177 第29条	条例 第30条
ア <u>必要な栄養所要量が確保されていますか。</u>	はい いいえ				
イ <u>嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされていますか。</u>	はい いいえ				
ウ <u>利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっていますか。</u>	はい いいえ				
エ <u>食事の時間は、家庭生活に近い時間となっていますか。</u>	はい いいえ				

項目	点検のポイント	点検	根拠	確認書類等
	オ <u>保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されていますか。また、原材料についてもすべて保存されていますか。</u>	はい いいえ		
	カ <u>食器類の衛生管理に努めていますか。</u>	はい いいえ		
	キ <u>給食関係者の検便は適切に実施されていますか。</u>	はい いいえ		
(3)	ア <u>適切な入浴等の確保がなされていますか。利用者の入浴又は清しきは、適切な方法により行われていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 21 条第 2 項	
	イ <u>入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されていますか。</u>	はい いいえ	条例 第 22 条第 2 項	
(4)	ア <u>利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 21 条第 3 項、 第 4 項	
	イ <u>排せつの自立についてその努力がなされていますか。</u>	はい いいえ	条例 第 22 条第 3 項、 第 4 項	
	ウ <u>トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされていますか。</u>	はい いいえ		
	エ <u>換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされていますか。</u>	はい いいえ		
(5)	<u>衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 21 条第 5 項 条例 第 22 条第 5 項	
(6)	<u>医学的管理は、適切に行われていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 31 条	
	ア <u>定期的健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われていますか。(施設入所支援を利用する入所者に対して、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行っていますか。)</u>	はい いいえ	条例第 32 条	
	イ <u>サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれていますか。(必要な日数、時間が確保されていますか。)</u> <u>また、個々の利用者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 11 条 条例第 11 条	
(7)	<u>適宜、利用者のためのレクリエーションの実施等に努めていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 30 条第 1 項 条例 第 31 条第 1 項	
(8)	<u>家族との連携に積極的に努めていますか。</u> <u>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられていますか。</u> <u>相談に対して適切な助言、援助が行われていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 30 条第 3 項 条例 第 31 条第 3 項	
(9)	<u>苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応していますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 41 条第 1 項 条例 第 43 条第 1 項	
(10)	<u>実施機関との連携が図られていますか。(特に措置入所の場合)</u>	はい いいえ 該当なし	平 18 厚令 177 第 15 条 条例第 16 条	
(11)	<u>利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適切に行われていますか。(厚生労働大臣が定める給付)</u>	はい いいえ 該当なし	平 18 厚令 177 第 33 条の 2 条例第 35 条	

項目	点検のポイント	点検	根拠	確認書類等
	(12) 虐待の防止のため、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 3 条第 3 項、第 43 条の 2 条例第 3 条第 3 項、第 46 条	
	(13) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 39 条第 3 項	
	ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていますか。	はい いいえ	条例 第 41 条第 3 項	
	イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	はい いいえ		
ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。	はい いいえ			
3 障害者支援施設等固有の利用者支援	(1) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を行っていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 21 条第 5 項 条例 第 22 条第 5 項	
	(2) <u>自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 22 条第 2 項 条例 第 23 条第 2 項	
4 利用者の生活環境等の確保	(1) <u>施設整備等生活環境は、適切に確保されていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 10 条	
	ア 利用者が、安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっていますか。また、障がいに応じた配慮がなされていますか。	はい いいえ	条例第 10 条	
	イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっていますか。	はい いいえ		
	ウ <u>居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされていますか。</u>	はい いいえ		
5 自立、自活等への支援援助	<u>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われていますか。</u>	はい いいえ		
	(1) <u>生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措置を講じていますか。</u>	はい いいえ 該当なし	平 18 厚令 177 第 23 条 条例第 24 条	
	(2) <u>生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていますか。</u>	はい いいえ 該当なし	平 18 厚令 177 第 24 条 条例第 25 条	
	(3) <u>就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適正を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めていますか。</u>	はい いいえ 該当なし	平 18 厚令 177 第 25 条 条例第 26 条	
	(4) <u>就労移行支援又は就労移行支援 B 型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適正に応じた求人の開拓に努めていますか。</u>	はい いいえ 該当なし	平 18 厚令 177 第 26 条 条例第 27 条	
	(5) <u>就労移行支援又は就労移行支援 B 型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めていますか。</u>	はい いいえ 該当なし	平 18 厚令 177 第 27 条第 1 項、第 2 項 条例第 28 条第 1 項、第 2 項	
	(6) <u>就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供にあたって、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、上記(5)の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めていますか。</u>	はい いいえ 該当なし	平 18 厚令 177 第 27 条第 3 項、第 4 項 条例第 28 条第 3 項、第 4 項	

項目	点検のポイント	点検	根拠	確認書類等
6 社会福祉施設運営の適正実施の確保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めていますか。	はい いいえ		
7 施設の運営管理体制の確立	(1) 利用定員及び居室の定員を遵守していますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 36 条 条例第 38 条	
	(2) 運営規程他、必要な諸規程は、整備されていますか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づき適切に運用されていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 6 条 条例第 6 条	
	(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 8 条 条例第 8 条	
	(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 11 条 条例第 11 条	
	(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事していますか	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 11 条第 3 項 条例第 11 条第 3 項	
	(6) 施設長は適任者が配置されていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 5 条、第 11 条 第 4 項	
	ア 施設長の資格要件を満たしていますか。 (社会福祉法第 19 条第 1 号各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者)	はい いいえ		
	イ 施設長は専任者が確保されていますか。 また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられていますか。	はい いいえ		
	(7) 育児休業、産休代替職員は確保されていますか。	はい いいえ		
	(8) 施設整備は適正に整備されていますか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 4 条、第 9 条 第 10 条 条例第 4 条、第 9 条、第 10 条	
	(9) 地域との連携等 ① 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 ② 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設所外福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用可能。以下「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けていますか。 ③ ②のほかおおむね 1 年に 1 回以上地域連携推進会議の構成員が当該施設を見学する機会を設けていますか。 ④ ②の報告、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表していますか。 ⑤ ②から④の規定は障害者視線施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用していませんか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 19 条の 2 条例第 20 条の 2	
	(10) 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(地域移行等意向確認等)を適切に行っていますか。 ① 地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 19 条の 3 条例第 20 条の 3	

項目	点検のポイント	点検	根拠	確認書類等
	<p>向確認担当者を選任していますか。</p> <p>② ①の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告し、施設障害福祉サービス計画作成に係る会議に報告していますか。</p> <p>③ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法 77 条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めていますか。</p>			
	<p>(11) 協力医療機関等</p> <p>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>② あらかじめ協力歯科医療機関を定めていますか。</p> <p>③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第6条第 17 項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生等の対応を取り決めるよう努めていますか。</p> <p>④ 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について、協議を行っていますか。</p>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 38 条 条例第 40 条	
8 必要な職員の確保と職員処遇の充実	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めていますか。</p> <p>ア <u>前年度又は、当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われていますか。</u></p> <p>イ <u>職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されていますか。</u></p> <p>ウ <u>労働基準法等関係法規は、順守されていますか。</u></p> <p><u>就業規則(第 89 条)を作成し、労働基準監督署へ届け出していますか。(パートタイム就業規則を含む)</u> <u>また、作成(変更)に当たっては、労働組合等の意見を聴いていますか。</u></p> <p><u>賃金の一部控除のため、労働組合等の意見を聴いたうえで、労使協定(24 条協定)を締結していますか。</u></p> <p><u>時間外労働及び休日労働について労働組合等の意見を聴いたうえで、毎年、期日の開始までに労使協定(36 条協定)を結び、労働監督基準署に届け出していますか。</u></p> <p><u>変形労働時間制を採用し、労働組合等の意見を聴いたうえで、労使協定(32 条の2、4 協定)等を結び、労働監督基準署に届け出していますか。</u></p>	はい いいえ	労働基準法等 平 19 厚告 289	
	<p><u>育児・介護休業規程を労働組合等の意見を聴いたうえで、協定を締結し又は就業規則に追加し、労働基準監督署に届け出していますか。</u></p> <p><u>高齢者雇用確保措置について就業規則等に規定していますか。</u> <u>(①65 歳までの定年引上げ②定年制の引き上げ③65 歳までの継続雇用制度の導入)</u></p> <p><u>給与規程を整備し、労働組合等の意見を聴いたうえで、労働基準監督署に届け出て適切に支払っていますか。</u></p> <p><u>労働者の人数に応じた安全衛生管理体制となっていますか。</u> <u>(常時 50 人以上の場合:衛生管理者・産業医を選任し、衛生委員会を設置していますか。)</u> <u>(常時 50 人未満の場合:衛生推進者を選任していますか。)</u></p>	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠	確認書類等
	(2) <u>業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされていますか。</u>	はい いいえ		
	(3) <u>職員研修等資質向上対策について、その推進に努めていますか。</u>	はい いいえ		
	(4) <u>職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいますか。</u>	はい いいえ		
	(5) <u>障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われている性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 35 条第 4 項 条例 第 37 条第 4 項	
9 非常災害 対策の充実 強化	(1) <u>非常災害対策について、その充実強化に努めていますか。</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 7 条	
	ア <u>消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防炎カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われていますか。</u>	はい いいえ	条例第 7 条	
	イ <u>非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されていますか。(例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されていますか。)</u>	はい いいえ		
	ウ <u>障害者支援施設等が定める非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)が作成されていますか。 また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものとなっていますか。(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。)</u>	はい いいえ		
	エ <u>非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれていますか。 【具体的な項目例】 ・障害者支援施設等の立地条件(地形 等) ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等) ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等) ・避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等) ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等) ・関係機関との連携体制</u>	はい いいえ		
	オ <u>非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していますか。 また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有していますか。</u>	はい いいえ		
	カ <u>火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されていますか。 (前年度又は当該年度において、消防関係法令に基づく立入検査が行われている場合は省略。)</u>	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 7 条第 3 項 条例 第 7 条第 3 項	
	キ <u>避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っていますか。</u>	はい いいえ		
ク <u>上記カの訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</u>	はい いいえ			

項目		点検のポイント	点検	根拠	確認書類等
10 感染症等 防止対策	(1)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。また、障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 35 条の 2 条例 第 37 条の 2	
	(2)	当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めて、次に掲げる措置を講じていますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 37 条第 2 項	
	ア	当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用も可能です。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい いいえ	条例 第 39 条第 2 項	
	イ	当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい いいえ		
	ウ	当該施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施していますか。	はい いいえ		
11 電磁的記 録等	(1)	障害者支援施設等及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（下記(2)に規定するものを除きます。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）により行うことができますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 44 条第 1 項 条例 第 47 条第 1 項	
	(2)	障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますか。	はい いいえ	平 18 厚令 177 第 44 条第 2 項 条例 第 47 条第 2 項	